

# 落下物防止の啓発活動を実施しました。



大阪国道事務所  
西大阪維持出張所

平成25年2月20日(水)10時から、港警察署、此花警察署、大阪水上警察署と合同で、落下物防止の啓発活動を実施しました。国道43号を走行するトラックの運転手等の方々に、車両の積荷はしっかり固定するよう、過積載はしないよう、啓発チラシの配布を行いました。



啓発活動実施状況

## 落下物の防止にご協力下さい!

—自動車専用道路での落下物による  
人身交通事故が多く発生しています—



- ・「落下物」とは、走行中の車輛から落ちた積載物を言います。
- ・「落下物」があると・・・後続車が乗り上げ重大な事故の原因となることがあります。

落下物事故を無くすため

- ・積荷はしっかり固定する
- ・砂利などの運搬の際はシートで覆う
- ・過積載はしない
- ・出発前には必ず積荷を点検する

以上の点に注意して、安全運転に努めて下さい。

港警察署・此花警察署・大阪水上警察署  
国土交通省 大阪国道事務所